

プラスONE（短期教育研究支援）制度実施要項

平成 27 年 7 月 15 日 制定
男女共同参画推進オフィス会議
平成 27 年 8 月 25 日 一部改正
男女共同参画推進オフィス会議
平成 27 年 9 月 30 日 一部改正
男女共同参画推進委員会
平成 28 年 4 月 20 日 一部改正
男女協働推進センター会議
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正
D & I センター 長

プラス ONE（短期教育研究支援）制度の実施については、この要項に定めるところによるものとする。

第 1 制度趣旨

本制度は、出産、育児又は介護等に携わりつつ、自らの教育研究活動に取り組む研究者等（大阪大学の教員又は研究員（独立行政法人日本学術振興会特別研究員を含む。）をいい、大学院に在籍する学生を除く。以下同じ。）に対して、その両立を支援することにより、当該研究者等の教育研究を推し進め、以て大阪大学における教育研究基盤の強化に資することを目的とする。

第 2 支援内容

- (1) 研究者等は、出産、育児又は介護等と教育研究活動の両立に資するものとして支援を受けることが必要と認められる場合に、以下に掲げる内容の支援を受けることができるものとする。ただし、研究者等が、産前産後休暇、育児休業、介護休業その他休職をしている期間中、又は研究支援員制度を利用している期間中は、①の支援を受けることができない。
 - ① 研究者等の教育研究活動の補助を行う学生等の雇用に係る経費の補助
 - ② 研究者等の養育する子の吹田地区一時預かり保育室、箕面地区一時預かり保育室及び豊中地区一時預かり保育室、ダイバーシティ&インクルージョンセンター長が指定する保育場所における保育に係る経費の補助
- (2) 補助額の上限は、ダイバーシティ&インクルージョンセンター会議の議を経て、ダイバーシティ&インクルージョンセンター長がそれぞれ別に定めるものとする。
- (3) 補助は、年度をまたがらないものとする。
- (4) ①の支援を利用することができる期間は、2か月を上限とするものとする。ただし、研究者等に、新たな事由が生じた場合に新たな利用申請を行うことを妨げるものではない。

第 3 利用申請

本制度の利用申請の方法は、以下に定めるとおりとする。ただし、これに依りがたい特段の事情がある場合には、ダイバーシティ&インクルージョンセンター長が定める方法により、利用申請を行うことができる。

- (1) 本制度を利用しようとする研究者等が、ダイバーシティ&インクルージョンセンター長が定める様式に従い、本制度の①、②それぞれにおいて指定する期限までに申請書（①については雇用申請書を兼ねる、②については一時預かり保育室利用登録申請書）をダイバーシティ&インクルージョンセンターに提出する。
- (2) この要項に定める要件を満たさないと認められる利用申請については、ダイバーシティ&インクルージョンセンター長が、当該利用申請をした研究者等に補正を求める。ただし、補正が困難と認められる場合には利用申請を却下する。

第4 審査等

(1) 審査基準

本制度の利用申請があった場合には、ダイバーシティ&インクルージョンセンターは、申請書に基づいて概ね以下の基準により、本制度の利用の可否について審査を行うものとする。

- ・ 当該研究者等に、本制度による支援を受けることにより、自らの教育研究活動の進展を図る意図が明確であること。
- ・ 本制度による支援を受けることが、当該研究者等が行おうとする業務の遂行にとって有効であること。

(2) 通知

ダイバーシティ&インクルージョンセンター長は、利用申請に係る審査結果が決定された場合には、採択された研究者等に対してはその旨並びに支援内容及び支援条件を、不採択となった研究者等に対してはその旨を通知するものとする。

第5 遵守事項等

利用者は以下に定める事項を遵守するものとし、ダイバーシティ&インクルージョンセンターは、利用者が以下に定める事項に違反した場合には本制度の利用の取消その他の必要な措置を採るものとする

- ・ 申請書に記載した事項に変更があった場合には、実際の利用に先立ってダイバーシティ&インクルージョンセンターに申し出て、ダイバーシティ&インクルージョンセンター長の承諾を得ること。ただし、利用後に申し出たことについてやむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。
- ・ 採択通知に記載された支援内容、支援条件を遵守するとともに、利用後においてダイバーシティ&インクルージョンセンター長が定める様式に従い、必要な報告を行うこと。

第6 その他

この要項に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、ダイバーシティ&インクルージョンセンター会議の議を経て、ダイバーシティ&インクルージョンセンター長が定めるものとする。ただし、軽微な事項についてはこの限りでない。

附 則

この要項は、平成27年9月1日から実施する。

附 則

この要項を実施する日を変更し、平成27年10月1日から実施することとする。

附 則

この改正は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日に施行する。